

令和4年度 第1回
石狩市使用料、手数料等審議会

日 時 令和4年11月11日(金)午前10時00分開会

場 所 第2委員会室(市役所5階)

石 狩 市

会 議 次 第

1 開 会

2 会長及び副会長選出

3 諮 問

- ・マイナンバーカードを活用したコンビニ等での証明書発行手数料の設定について

4 審 議

5 答 申

6 閉 会

石狩市使用料、手数料等審議会委員名簿

役職名	氏 名	区 分
委員	新 海 節	学識経験者
委員	高 宮 則 夫	学識経験者
委員	藤 懸 健	学識経験者
委員	佐 々 木 春 代	公募
委員	谷 本 光 子	公募
委員	長 谷 川 洋 子	公募
委員	西 野 典 男	団体推薦（体育協会）
委員	富 木 須 磨 子	団体推薦（文化協会）
委員	中 川 京 子	団体推薦（民生委員児童委員連合協議会）
委員	牧 野 勉	団体推薦（石狩市連合町内会連絡協議会）

（任期：令和5年7月31日まで）

改正

平成12年12月21日条例第53号

平成17年6月30日条例第26号

平成19年9月25日条例第29号

石狩市使用料、手数料等審議会条例

(設置)

第1条 市の使用料、手数料等につき、その受益に対応した適切な対価の設定に資するため、石狩市使用料、手数料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により市が置く他の附属機関の権限に属するもの及びその額の標準、算定方法等が法令等により明示されているものを除き、次に掲げる料金の料率について、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 法第225条及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条第1項に規定する使用料
- (2) 法第227条に規定する手数料
- (3) 法第244条の2第9項の規定により指定管理者が定めることができる上限の利用料金
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第1項に規定する占用料
- (5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第4項に規定する占用料及び土砂採取料

2 前項に定めるもののほか、審議会は、審議会における調査審議が特に必要と市長が認める料金の料率について、市長の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者
- (3) 市内で活動する公共的団体等の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、財政部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(石狩市部設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 石狩市部設置条例の一部を改正する条例（平成12年条例第53号）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

(石狩市使用料、手数料等審議会条例の一部改正)

5 石狩市使用料、手数料等審議会条例（平成13年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「財務部」を「企画財政部」に改める。

附 則（平成12年12月21日条例第53号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月25日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料

石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年7月10日

財政部 財政課

1 基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成19年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成22年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

2 使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。

行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。

受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。

定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

3 使用料の設定について

(1) 原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)、役員費(通信運搬費、火災保険料等)、委託料(清掃・警備・草刈・施設管理等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費を対象経費とします。

減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費(税)で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

(2) 費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

(3) 受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(4) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

サービスが必需的なものか、選択的なものか

必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス

選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

サービスに市場代替性があるか否か

市場的サービス・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス

非市場的サービス・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

第1分類（必需的・非市場的サービス）

例：道路、公園、義務教育施設など

第2分類（選択的・非市場的サービス）

例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など

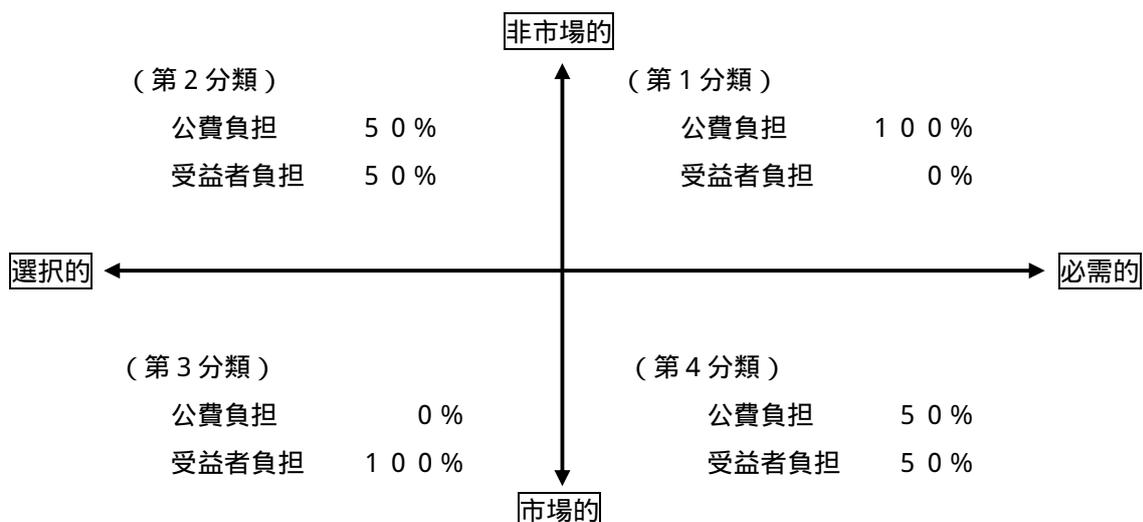
第3分類（選択的・市場的サービス）

例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など

第4分類（必需的・市場的サービス）

例：市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場など

【行政サービスの性質別分類】



第1分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担100％・受益者負担0％

専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。

第2分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％

必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

第3分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担0％・受益者負担100％

必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。

第4分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％

主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

（5）目的外利用等の取扱い

第1、第2、第4に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100％の取扱いをします。

（6）費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

使用料＝使用料原価（コスト）×受益者負担の割合

4 手数料の設定

手数料とは、地方自治法第277条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりの経費とします。

手数料の設定にあたっては、コスト100％算入とします。

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

5 上限改定率の設定

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5～2.0倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

6 料金改定サイクル

使用料、手数料等については、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

7 その他の受益者負担

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での 証明書発行手数料の設定について

1 新たにコンビニ等の発行手数料を設定する理由

国は令和4年度末までにほぼ国民にマイナンバーカード(以下「カード」という)が行き渡ることを目指して取り組んでいます。

市では、こうした国の施策と連動し、カードの更なる普及促進や市民の利便性向上を図るため、コンビニ等でカードを利用して住民票等を取得する場合の発行手数料を市役所窓口の発行手数料と比べて減額し、1件につき「100円」とします。

なお、今回の手数料の設定は、国の要請に基づき、カードの普及を目的として減額することから、令和5年1月から令和6年3月までの時限措置とします。

2 証明書発行手数料一覧

証明書の種類	現在の発行手数料 (市役所・コンビニ等同額)	変更後案 (コンビニ等のみ)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄抄本)	450円	100円
住民票の写し	350円	
印鑑登録証明書		
戸籍の附票の写し		
所得・課税証明書		
納税証明書		

手数料100円の考え方

- ・コンビニ事業者への委託手数料が1件あたり117円
- ・コンビニ等での新型コロナワクチン接種証明書発行手数料が120円
- ・手数料減額に伴う自治体負担に対して国の交付金が活用可能
- ・利用しやすくわかりやすい単価設定

[参考]コンビニ等交付に要する経費

項目	経費
コンビニ等への委託手数料	117円/件
証明書交付センター運営費等	2,728,000円/年
証明書データ作成等経費	3,120,000円/年

3 コンビニ等交付サービスのメリット

- ・全国のコンビニ等で取得できるため市役所窓口に来庁しなくてよい
- ・待ち時間がない、手続きがスムーズ
- ・土日祝日や夜間など市役所が閉庁している時間帯でも取得可能
- ・窓口で取得する場合に比べ手数料が安くなる(令和5年1月から令和6年3月まで)

4 証明書発行件数の推移

	R1	R2	R3	R4.9月末
市役所窓口発行件数	48,622件	46,636件	42,897件	20,396件
コンビニ発行件数	2,322件	3,359件	5,636件	3,549件
計	50,944件	49,995件	48,533件	23,945件

5 マイナンバーカードの交付率(R4.9月末時点)

石狩市	44.0% (25,561枚)
北海道	46.5%
全国	49.0%

6 手数料設定のスケジュール

日程	内容
令和4年10月11日～11月10日	パブリックコメントの実施
令和4年11月中	パブリックコメント検討結果の公表
令和4年11月11日	使用料手数料等審議会への諮問・答申
令和4年11月	第4回市議会定例会へ条例改正案上程
令和5年1月～	手数料変更(令和6年3月まで)

事務連絡
令和4年8月10日

各 都道府県 社会保障・税番号制度担当部長 殿
指定都市

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策への積極的な取組及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードについては、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指し普及促進に取り組んでいるところであり、各地方公共団体においても、様々な独自の申請促進策や利活用の拡大に取り組まれているものと承知していますが、さらなる普及を図るためには、多くの住民にマイナンバーカードの利便性やメリットを実感していただくことが重要です。

マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスについては、多くの地方公共団体において導入され、住民の9割以上が利用できる環境にある住民に身近なものであり、窓口の場合と比べて手数料を減額することにより、多くの住民がカードのメリットや利便性を実感することができることから、カードの普及促進につながることを期待されます。

同時に、各種給付金の申請を含め、住民生活の日常生活の中で必要となる各種証明書の発行に要する負担軽減が図られるものであり、物価高騰に直面する生活者支援になりうるとともに、非接触型の手続きの活用促進による感染症拡大の防止や窓口の混雑緩和につながることも期待されるものです。

マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口の場合と比べて減額する等の利用促進策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、こうしたコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用して、今年度中について実施することが可能であることから、9月議会に必要な予算・条例議案を提出することについて積極的

にご検討ください。

地方創生臨時交付金の活用にあたっては、まずは、令和3年度補正予算（地方単独事業分）を活用することを検討いただき、これが難しい場合は、令和4年4月28日の閣議決定により追加で予算措置された令和4年度コロナ対策予備費を活用することも考えられます。（令和3年度補正予算、令和4年度コロナ対策予備費に係る令和4年度実施計画において、すでに交付限度額を超える交付対象事業を掲載している場合であっても、必要に応じて、今後の実施計画提出時に交付対象事業を追加・変更することが可能です。（追加・変更により交付限度額が変更されるものではありません。））

なお、生活者支援等の観点から、今年度新たに行った減額措置について活用することができるものです。

上記の地方創生臨時交付金を活用可能であることについて、内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

担 当：瀧口係長、知念官、佐藤官

電 話：03-5253-5366（直通）

メール：juki@soumu.go.jp

手数料実態調査票

(単位:円)

1(14)	手数料(案)の名称	住民票又は住民票除票の写しの交付			担当課	財政課にて作成			
根拠法令等	石狩市証明等手数料条例				減免の状況 (別紙でも可)	令和3年度実績 2,753 件			
1. 交付等費用	金額	内 訳			3. 交付又は取扱状況等				
(1)人件費	7,188,240	61円×6分×19,640件			令和3年度件数 19,640件	1件あたりの 所要時間 6分	現行料金 350円	改訂年月日 H22.4.1	改訂前料金 250円
(2)需用費	120,000								
消耗品費	41,440	レシート用紙 0.66円×19,640件 = 12,962円 申請用紙 1.45円×19,640件 = 28,478円							
印刷製本費	78,560	改ざん防止用紙(A4) 4円×19,640件 = 78,560円							
修繕料		R1:	R2:	R3:	4. 積算根拠				
(3)役務費					イ. 人件費単価 = 令和3年度一般会計決算ベース 担当職員:61円/分				
(4)借上料					ロ. レシート用紙単価 28,350円(年間70本)÷42,897(証明総件数) = 0.66円 証明書申請用紙は購入単価 改ざん防止用紙は共通単価使用				
(5)委託料	102,953	総合行政システム保守業務委託			ハ. 総合行政システム保守業務委託 電算機器年間総稼動時間:1,875.5時間×16台 = 30,008時間 住民票等写し交付年間必要時間 6分/件×19,640件 = 117,840分(1,964時間) 委託費のうち住民票等交付に係る割合 1,964時間÷30,008時間 = 0.06544921 委託費のうち住民票等発行に要する金額 1,573,016円×0.06544921 = 102,953円				
小計 A	7,411,193								
2. 減価償却費 B	0	(Cの数値を記載すること。)			6. 一件あたりの原価				
品名:				7,411,193円 ÷ 19,640件 = 377円					
購入年度 平成 年度	年度	備品購入費金額	円	7. 手数料					
耐用年数5年		C: 取得価格(購入額)×0.9×0.2() =		1件につき350円					
合 計	7,411,193	(A+B)							

予約不要 マイナンバーカード 出張申請所

マイナンバーカードを作ませんか？



申請書の
記入サポート

顔写真撮影
サービス

マイナポイント
申請サポート

開設期間 令和4年9月3日(土)～令和4年12月25日(日)
上記期間内の土日祝&平日火曜日、11:00～18:00
※10月～12月は平日火曜日開催は月1回となります。詳細は下記カレンダーをご参照ください

開設場所 イオンスーパーセンター
石狩緑苑台店 専門店エリア

2022 9 SEP						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2022 10 OCT						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2022 11 NOV						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2022 12 DEC						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

お持ちいただくもの

- 本人確認書類 A.免許証、パスポート、身体障害者手帳等 (A1点もしくはB2点) B.保険証、年金手帳、通帳、学生証、医療受給者証等
- QRコード付き申請書 (お持ちの方のみ)

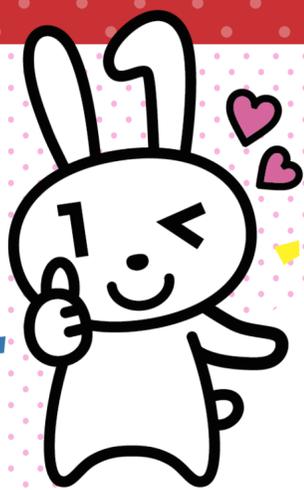
詳細は
QRコードを
ご参照ください



<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/shimin/75263.html>

本人確認ができるものがあれば、
マイナンバーカードが本人限定受取
郵便にてご自宅で受け取れます！

※石狩市民の方で初めて申請する方が対象です。



最大

好きなキャッシュレス
決済サービスで使える！

2万円分のマイナポイント がもらえる！

マイナンバーカードで
マイナポイント
第2弾

マイナンバーカードの
新規取得等で
5,000円分

健康保険証としての
利用申し込みで
7,500円分 + 7,500円分
公金受取口座の
登録で

マイナポイント取得までの流れ

- 1 マイナンバーカードを取得しよう！
- 2 マイナポイントの申込みしよう！
- 3 上限5,000円分のポイントを取得しよう！
- 4 健康保険証利用申し込みで7,500円分
公金受取口座の登録で7,500円分
のポイントを取得しよう！



マイナポイントを受け取るには、令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1.マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。※2.マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

出張申請受付に関するお問い合わせ

石狩市役所
市民課

Tel: 0133-72-3165

平日
8:45～17:15

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル(無料)

0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30